第十五条　追加の業務

1　加盟国は、次の義務的なかつ追加の業務の提供を確保する。

1.1　自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務

1.2　自国宛ての全ての書留通常郵便物に係る書留郵便業務

2　加盟国又はその指定された事業体は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務を任意のものとして確保することができる。

2.1　通常郵便物及び小包に係る保険付郵便業務

2.2　通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務

2.3　通常郵便物及び小包に係る速達業務

2.4　書留通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務

2.5　通常郵便物及び小包に係る料金・課金別納郵便物の配達業務

2.6　壊れやすい小包及び取扱困難な小包に係る業務

2.7　一の差出人から外国に宛てて多量に差し出される小包の発送業務

2.8　当初の差出人の承認に基づき、受取人が当該差出人への物品の返送を指示する場合における物品の返送業務

3　次の三の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。

3.1　基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もっとも、同業務の返信に係る業務については、全ての加盟国又はその指定された事業体がこれを確保する義務を負う。

3.2　国際返信切手券業務。国際返信切手券は、全ての加盟国において引き換えることができる。ただし、その販売は、任意とする。

3.3　書留通常郵便物、小包及び保険付郵便物の受取通知。全ての加盟国又はその指定された事業体は、自国宛てのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自国から発送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。

4　1から3までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。

5　指定された事業体は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、国際郵便物について、内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。

5.1　重量五百グラムを超える小形包装物についての配達

5.2　通常郵便物の締切時刻後の差出し

5.3　郵便物の窓口通常取扱時間外の差出し

5.4　差出人の住所からの取集

5.5　通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付

5.6　留置

5.7　重量五百グラムを超える通常郵便物の保管及び小包郵便物の保管

5.8　到着通知書への回答としての小包の配達

5.9　不可抗力による危険に対する負担

第十六条　EMS業務及び統合された物流管理業務

1　加盟国又は指定された事業体は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の業務に参加することを取り決めることができる。

1.1　書類及び物品用の郵便急送業務であり、かつ、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものであるEMS業務。この業務は、EMS標準に関する多数国間の取決め又は二国間の合意に基づき提供することができる。

1.2　利用者の物流管理に関する要求に十分応じ、かつ、物品及び書類の物理的な送達の前後の段階を含む統合された物流管理業務

第十七条　電子郵便業務

1　加盟国又は指定された事業体は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の電子郵便業務に参加することを取り決めることができる。

1.1　指定された事業体が電子的な通信文及び資料を送信する電子郵便業務である電子郵便物

1.2　電子的な通信文の差出しについての証明及び配達についての証明並びに認証された利用者の間の安全な通信手段を提供する保障された電子郵便業務である書留電子郵便物

1.3　一又は二以上の当事者に関係する事実及び受け付けた日時を特定の様式で電子的に証拠となる方法により証明する電子郵便認証

1.4　認証された差出人による電子的な通信文の送付並びに認証された受取人のための電子的な通信文及び資料の配達及び保管を可能とする電子郵便受箱

第十八条　引き受けられない郵便物及び禁制

1　総則

1.1　この条約及びその施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、引き受けない。詐欺行為を意図して又は支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出された郵便物は、引き受けない。

1.2　この条に規定する禁制の例外は、この条約の施行規則に定める。

1.3　全ての加盟国又はその指定された事業体は、この条に規定する禁制の範囲を拡大することができるものとし、また、適切な通報類集にその禁制を記載した後、直ちに適用することができる。いずれの種類の郵便物にも入れてはならないもの

2　次の物品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

2.1.1　国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名宛国において禁止されているその他の不正な薬物

2.1.2　わいせつな又は不道徳な物品

2.1.3　偽造又は海賊版の物品

2.1.4　名宛国において輸入又は流布が禁止されているその他の物品

2.1.5　その性質上又はその包装のために、取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品

2.1.6　私的性質を有する書類であって、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの